

令和2年5月7日

17:30

相模原市発表資料

乳幼児健康診査（集団健診）の休止期間の延長について

乳幼児健康診査（集団健診）については、4月8日から5月8日まで休止期間としていましたが、緊急事態宣言が延長されたことに伴い、同期間を延長しますので、お知らせします。

1 休止期間

5月29日（金）まで

2 対象健診

- （1）4か月児健康診査
- （2）1歳6か月児健康診査（歯科）
- （3）2歳6か月児歯科健康診査
- （4）3歳6か月児健康診査

3 その他

- （1）乳幼児健康診査の再開日や振替日等は別途お知らせします。
- （2）発育・発達や育児等についてのご相談は、個別に対応してまいります。

問い合わせ先

担当 こども家庭課

電話 042-769-8344